

# 利用上の注意

本編は、平成19年11月1日現在で実施した「平成19年特定サービス産業実態調査」のうち、映像情報制作・配給業（日本標準産業分類小分類項目411）の調査結果について取りまとめたものである。

## I. 特定サービス産業実態調査 <共通事項>

### 1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第113号を作成するための調査)であり、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、[特定サービス産業実態調査規則](#)、[調査票様式](#)及び[同記入注意](#)を参考として84頁から100頁に掲載している。

### 3. 調査の期日

平成19年特定サービス産業実態調査は、平成19年11月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間である。

### 4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類H—情報通信業」、「大分類K—金融・保険業」、「大分類O—教育、学習支援業」及び「大分類Q—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成19年は、そのうち、次に掲げる11業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(企業)を対象に調査を行った。

#### 平成19年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
デザイン・機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806—デザイン・機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 881—各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 882—産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 883—事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
広告代理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891—広告代理業に属する業務を主業として営む事業所
その他の広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 899—その他の広告業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 903—計量証明業に属する業務を主業として営む事業所

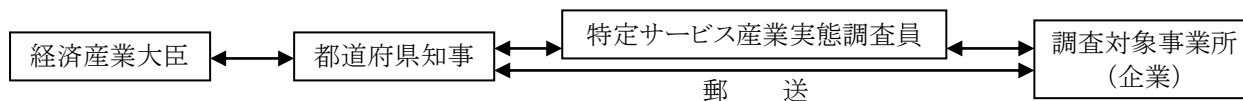
注:調査業種に関する「調査対象の範囲」、「統計表の事項の説明」などの詳細については、次項目「II.<業種別事項>」を参照してください。

## 5. 調査方法

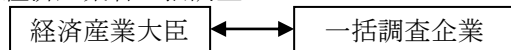
- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が直接郵送により、調査票の配布及び収集を行う(経済産業省一括調査)方法。

## 6. 調査経路

<都道府県経由>



<経済産業省一括調査>



## 7. 調査票の種類及び調査内容

平成 19 年特定サービス産業実態調査は、11 調査業種について「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業調査票」、「映像情報制作・配給業調査票」、「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、「デザイン・機械設計業調査票」、「各種物品貸業、産業用機械器具貸業、事務用機械器具貸業調査票」、「広告代理業、その他の広告業調査票」、「計量証明業調査票」の共用調査票を用い、従業者数、年間売上高及び営業費用などについて調査を実施した。

## 8. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 9 か月後に公表、確報を約 12 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

## 9. 調査業種及び調査年次

- (1) 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、直近の平成 12 年調査から平成 17 年調査までは、調査業種を「対事業所サービス業(ビジネス支援産業)」、「対個人サービス業(娯楽関連産業)」、「対個人サービス業(教養・生活関連産業)」の3つに分割して、1年ごとに3年周期として調査を実施。ただし、物品貸業は、自己による資産購入を中心とする形態からリース(賃貸)を中心とする形態へ変わりつつある設備投資の構造分析などに資するため、また、情報サービス業は、IT(情報技術)化の急速な進展に伴い構造変化が著しいことから、これら2業種は毎年調査を実施。平成 18 年からは、サービス統計の整備・拡充を図るため、①より精度の高い調査結果を得ることを目的として、調査対象名簿を業界団体等による名簿から事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査業種の産業分類レベルについて、GDP関連統計との関連を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類レベルへの統一を行った。
- (2) 平成 19 年は、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「計量証明業」を新たに調査対象とし、調査業種の拡大を行った。

### 調査業種及び調査年次(直近4年間)

平成 16 年調査	平成 17 年調査	平成 18 年調査	平成 19 年調査
(毎年調査業種) 物品貸業 情報サービス業	(毎年調査業種) 物品貸業 情報サービス業	(毎年調査に移行)	(調査業種)
(3年周期調査業種) 【娯楽関連産業】 映画館 ゴルフ場 テニス場(テニス練習場を含む。) ボウリング場 遊園地・テーマパーク ゴルフ練習場 劇場(貸しホールを含む。) 映画制作・配給業、ビデオ発売業	(3年周期調査業種) 【教養・生活関連産業】 クレジットカード業 葬儀業 フィットネスクラブ カルチャーセンター 結婚式場業 外国語会話教室 新聞業、出版業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 各種物品貸業 産業用機械器具貸業 事務用機械器具貸業 広告代理業 その他の広告業	ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 映像情報制作・配給業 クレジットカード業、割賦金融業 デザイン・機械設計業 各種物品貸業 産業用機械器具貸業 事務用機械器具貸業 広告代理業 その他の広告業 計量証明業

注: 特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに 31 業種の調査を実施している。年次ごとの調査業種については、巻末の「⑤特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」を参照されたい。

## Ⅱ. 「映像情報制作・配給業」 <業種別事項>

### 1. 調査対象の範囲

**映像情報制作・配給業の調査対象**は、映画制作・配給を業務として行う企業、テレビ番組制作・テレビコマーシャル制作・テレビ番組配給を業務として行う企業及び、ビデオの企画・制作や発売(発売元として販売業者、ビデオレンタル店等への配給まで)を業務として行う企業である。

ただし、①映像作品の著作権を持たず、情報を記録したものを製造する企業、②専ら映画フィルムの賃貸、ビデオのレンタル又は販売のみを行う企業は、この調査の対象としない。

注:通常、特定サービス産業実態調査は**事業所単位**で調査を行うが、映像情報制作・配給業は**企業単位**で調査を行った。

### 2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成19年11月1日現在)の集計企業数(有効回答企業数)である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成19年11月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **事業の形態別**の区分は、以下のとおり。
  - ①「**映画・ビデオ制作業務**」は、映画の制作(受託を含む。)及びビデオ制作を行う企業が該当する。制作及び配給事業を行う企業も、当区分に含む。
  - ②「**テレビ番組制作業務**」は、テレビ番組の制作(受託を含む。)を行う企業が該当する。テレビコマーシャル制作を行う企業も、当区分に含む。
  - ③「**映画・ビデオ・テレビ番組配給業務**」は、映画、テレビ番組の配給、又はビデオの発売のみを行う企業が該当する。
- (5) **従業者数**は、平成19年11月1日現在の数値。
  - ①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(映像情報制作・配給業務をいう。)以外の業務の従業者及び別経営の企業へ出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。  
雇用形態別項目区分は、以下のとおり。
    - ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」
      - a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、「**個人業主(個人経営の事業主)**」とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業で従事している者。「**無給の家族従業者**」とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。
      - b「**有給役員**」とは、経営組織が「**会社**」、「**会社以外の法人・団体**」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
      - c「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成19年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。  
「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。また、「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。
      - d「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
    - イ「**総計のうち、別経営の企業に派遣している人**」とは、企業全体の従業者(上記ア)のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして別経営の企業で働いている者。
  - ②「**総計のほかに別経営の企業から派遣されている人**」とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)。
- (6) **従事者数**は、平成19年11月1日現在の数値。
  - ①従事者数とは、企業の従業者(前項ア)から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。
  - ②**映像情報制作・配給業務の部門別従事者数**は、映像情報制作・配給業務に従事する下記の部門別の従事者数をいう。
    - ア「**管理・営業部門**」とは、一般に総務、企画、人事、経理、予算及び、営業などの業務に従事する者。
    - イ「**企画部門**」とは、映像情報(映画、テレビ番組(コマーシャルを含む。)、ビデオなど)の企画業務に従事する者。
    - ウ「**制作部門**」とは、映像情報の制作業務に従事する者。
    - エ「**配給部門**」とは、映像情報の配給業務に従事する者。
    - オ「**宣伝部門**」とは、映像情報の広報・宣伝業務に従事する者。
    - カ「**その他**」とは、上記以外の業務に従事する者。

(7) **年間売上高**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「映像情報制作・配給業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

#### 〈映画制作・配給業務〉

- ① 「**映画の制作・配給収入**」とは、映画の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。
- ② 「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とは、映画作品(自社に著作権のあるもの。以下同じ)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
- ③ 「**テレビ放映権収入**」とは、映画作品を他社がテレビで放映使用することを許諾して得られた収入。
- ④ 「**商品化権収入**」とは、映画作品のキャラクター使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版などを許諾することにより得られた収入。
- ⑤ 「**リメイク権収入**」とは、映画作品のリメイクを許諾することにより得られた収入。
- ⑥ 「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けた映画制作業務により得られた収入。
- ⑦ 「**テレビ映画制作収入**」とは、テレビ用映画の制作業務により得られた収入。
- ⑧ 「**その他**」とは、上記以外の収入。広報映画、産業映画制作による収入も含む。

#### 〈テレビ番組制作・配給業務〉

- ① 「**テレビ番組制作・配給収入**」とは、テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作(受託を除く)又は配給によって得られた収入。
- ② 「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とはテレビ番組作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を、他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
- ③ 「**受託制作収入**」とは、他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作業務により得られた収入。
- ④ 「**その他**」とは、上記以外の収入。

#### 〈ビデオ(DVD)制作・発売業務〉

- ① 「**ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入**」とは、ビデオ(DVDを含む。以下同じ)用オリジナル作品の制作又は発売業務及び、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオの発売業務により得られた収入。
  - ② 「**ビデオ(DVDを含む。)著作権収入**」とは、ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)することにより得られた収入。
  - ③ 「**その他**」とは、上記以外のビデオ(DVD)制作・発売業務により得られた収入。発表会、演奏会、結婚式の撮影や、展示会等の企業PRビデオ制作により得られた収入も含む。
- (9) **年間営業費用**は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、制作費(「人件費」、「その他の制作費」)、「外注費」、「配給権獲得費」、「配収支払費」、「版權獲得費」、「広告費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。
- ① 「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。
  - ② **制作費**は、映像制作に係る費用。  
ア 「**人件費**」は、制作費のうち出演者(俳優など)に支払った出演料や、監督等制作スタッフ、要員などにかかった人件費。ただし、自社の従業者の費用は含まれない(「給与支給総額」に含まれる)。  
イ 「**その他の制作費**」は、「人件費」以外の制作費用。
  - ③ 「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。
  - ④ 「**配給権獲得費**」は、国内、国外の映画制作業者(著作権者)から映画を買い付けたときに支払うロイヤリティー(上映権、頒布権に関する著作権使用料)。
  - ⑤ 「**配給支払費**」は、入場料収入(興行収入)から得た収入のうち、映画制作業者に支払った費用。
  - ⑥ 「**版權獲得費**」は、国内、国外の映画、テレビ映画又はテレビ番組などの作品のビデオ化のための版權を得るために支払った費用。
  - ⑦ 「**広告費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告・宣伝費用。
  - ⑧ 「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費。
  - ⑨ **賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。  
ア 「**土地・建物**」には、管理費などの共益費、月極駐車料金を含む。  
イ 「**機械・装置**」とは、自動車などの「輸送用機器」、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、複写機などの「事務用機器」などである。
  - ⑩ 「**その他の営業費用**」は、上記①～⑨以外の営業費用で以下のものである。  
荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(10) **年間営業用有形固定資産取得額**は、企業において平成18年11月1日から平成19年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)の額(消費税額を含む)。

- ①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。
- ②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。
- ③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

### 3. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査業種	調査対象企業数	調査票回収数	回収率	集計企業数
映像情報制作・配給業	2,196	1,159	52.8%	1,051

注1:調査対象企業数、調査票回収数及び集計企業数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2:回収率は、調査票回収数÷調査対象企業数により算出。

注3:調査票回収数と集計企業数(有効回答企業数)の差は無効回答企業数である。

### 4. 記号及び注記

- (1) この調査結果の概況及び統計表中に使用している記号は以下のとおりである。
  - ①「-」は該当数値なし、「…」は不詳(調査していないもの)、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
  - ②「x」は、1又は2である企業に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- (2) 「男女別、雇用形態別従業者数」の表の「従事者数」は、企業の従業者数計から別経営の企業へ派遣されている人を除き、別経営の企業から派遣されている人を加えたもの。
- (3) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

## Ⅲ. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部平成19年特定サービス産業実態調査報告書 映像情報制作・配給業編」**による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。